リ　対象不動産が既存の建物であるときは、次に掲げる事項

(1)　建物状況調査（宅地建物取引業法第三十四条の二第一項第四号に規定する建物状況調査をいい、実施後一年（鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の共同住宅等（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第一条第四号に規定する共同住宅等をいう。）にあっては、二年）を経過していないものに限る。）を実施しているかどうか、及びこれを実施している場合におけるその結果の概要

(2)　（略）

十八　不動産特定共同事業契約に基づく出資の目的である財産が対象不動産である不動産特定共同事業以外の不動産特定共同事業を行う場合にあっては、対象不動産の価格、当該価格の算定方法（当該算定について算式がある場合にあっては、当該算式を含む。）及び当該価格を妥当と判断する根拠

十九　（略）

二十　出資を伴う契約にあっては、次の事項

イ～ニ　（略）

ホ　金銭をもって出資の目的とする契約にあっては、出資される金銭の使途

二十一～四十五　（略）

2　不動産特定共同事業者は、法第二十四条第一項の規定による説明をする場合において、前項第十三号ハからホまで、第十六号、第十八号、第二十二号、第二十三号、第三十一号及び第三十二号に掲げる事項については、少なくとも、次に掲げる事項を説明するものとする。

一　前項第十三号ハに掲げる事項について、当該取引が対象不動産の賃貸借である場合にあっては、次に掲げる事項

イ　賃料の額及び支払期日等の賃貸借の条件並びにそれらの変更に関する事項

ロ　損害賠償額の予定又は違約金に関する事項

ハ　責任及び免責に関する事項

ニ　契約期間に関する事項

ホ　更新及び解除に関する事項

ヘ　借地借家法（平成三年法律第九十号）その他当該取引に係る法令に関する事項の概要

二　前項第十三号ニに掲げる事項について次に掲げる事項

イ　利害関係を有しない不動産鑑定士による当該対象不動産の鑑定評価の有無

ロ　イに掲げる鑑定評価を受けた場合には、当該鑑定評価の結果及び方法の概要（当該鑑定評価の年月日を含む。）並びに当該鑑定評価を行った者の氏名

ハ　イに掲げる鑑定評価を受けていない場合には、次に掲げる事項

(1)　イに掲げる鑑定評価を受けていない理由

(2)　利害関係人でない売主が過去に行った当該対象不動産の売買のうち直近のものに関する次に掲げる事項

(i)及び(ii)に掲げる事項については、やむを得ない事情により開示できない場合にあっては、その旨）

(i)　売買価格

(ii)　売買契約の締結の日

(iii)　当該売主の商号若しくは名称又は氏名

(3)　当該対象不動産の近傍同種の不動産その他の対象不動産と条件の類似する不動産の売買価格若しくはその水準又は公示価格、路線価若しくは販売公表価格

ニ　イに掲げる鑑定評価の評価額又はハ(3)に掲げる価格若しくは水準と前項第十三号ハに掲げる額との差額があるときは、その差額及び当該差額を妥当と判断する理由

（新設）

ヌ　対象不動産が既存の建物であるときは、次に掲げる事項

(1)　建物状況調査（宅地建物取引業法第三十四条の二第一項第四号に規定する建物状況調査をいい、実施後一年を経過していないものに限る。）を実施しているかどうか、及びこれを実施している場合におけるその結果の概要

(2)　（略）

十八　不動産特定共同事業契約に基づく出資の目的である財産が対象不動産である不動産特定共同事業以外の不動産特定共同事業を行う場合にあっては、対象不動産の価格及び当該価格の算定方法（当該算定について算式がある場合においては当該算式を含む。）

十九　（略）

二十　出資を伴う契約にあっては次の事項

イ～ニ　（略）

（新設）

二十一～四十五　（略）

2　不動産特定共同事業者は、法第二十四条第一項の規定による説明をする場合において、前項第十六号、第十八号、第二十三号、第三十一号及び第三十二号に掲げる事項については、少なくとも、次に掲げる事項を説明するものとする。

（新設）